

山形市消費生活センター情報

2026年9月号



消費者庁イラスト集より

「引落しはこのままで、通信料が安くなる」と電話で勧誘され、契約先の光回線事業者だと思い申し込んだ。

後日書面が届き、別の事業者との光回線・光電話サービスの契約だとわかった。

光回線の契約トラブルにご注意！



ここが重要ベニ！！

- 光回線サービスの勧誘は、実際のサービス提供事業者ではなく、代理店が行うことが多いです。勧誘された際は、必ず事業者名や連絡先、サービス名を確認しましょう。
- 光回線サービスの契約では、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供条件を説明する義務があります。電話勧誘の場合は、事業者にも書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受け、必要な契約か判断しましょう。毎月の支払額やオプションの有無、解約金などについても確認することが大切です。
- 必要がなかったり、説明を受けても内容が分からなかったりする場合は、きっぱり断りましょう。
- 契約書面を受け取った日から8日以内であれば、事業者の合意なしに解約できる「初期契約解除制度※」があります。
※解約までに利用したサービスの利用料、工事費用、事務手数料等は支払う必要があります。
- 困った時は、すぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式 LINE
にて毎月センター
情報を配信中です



【国民生活センターFAQ】
トラブル解決を支援する
情報が提供されています



※消費生活出前講座を実施しています。【お申込み・お問合わせ】023-647-2201